

第69号議案

文京区立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年10月9日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園管理規則（昭和三十九年三月文京区教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第六条の二第一項中「第二十七条第四項から第六項」を「第二十七条第四号から第六号」に改め、同条第二項中「第二十七条第一号」を「第二十七条第一号」に改める。

別表柳町幼稚園の項及び明化幼稚園の項を削る。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

入 園 申 込 書				
幼 児	ふりがな 氏 名			
	生年月日	年	月	日
	性別			
現住所	文京区	丁目	番	号 方
保護者①	氏 名 電話番号 メールアドレス			
保護者②	氏 名 電話番号 メールアドレス			
備考				

上記のとおり文京区立 幼稚園に入園の申込みをいたします。入園後は、文京区立幼稚園使用条例及び文京区立幼稚園使用条例施行規則その他指示を守ります。

年 月 日

住 所

申請保護者

氏 名

(署名又は記名押印)

文京区教育委員会 殿

別記様式第2号(第5条関係)

年 月 日

入園通知書

様

文京区教育委員会



以下のとおり入園を許可したのでお知らせします。

幼 児 名		生年月日	年 月 日
園 名			
入 園 日		整理番号	
備 考			

付 則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第六条の二の改正規定並びに別記様式第一号及び別記様式第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

文京区立幼稚園管理規則（昭和三十九年三月文京区教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区立幼稚園管理規則 昭和三十九年三月文京区教育委員会規則第四号 令和八年 月文京区教育委員会規則第 号 第一条～第四条 （略） （入園の申込み及び入園通知） 第五条 文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月条例第二十号。以下「条例」という。）第二条の規定により入園しようとする者は、保護者から入園申込書（別記様式第一号）を教育委員会に提出しなければならない。 <u>（削除）</u> 2 教育委員会が入園を許可したときは、入園通知書（別記様式第二号）により保護者に通知する。 第六条 （略） （預かり保育） 第六条の二 条例第四条に規定する預かり保育は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十九条の規定により準用される同令第六十一条（第三号を除く。）及び文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）<u>第二十七条第四号から第六号</u>までに規定する休業日を除き、実施する。 2 預かり保育を利用することができる時間は、次のとおりとする。 一 月曜日から金曜日までの日（次号に規定する日を除く。） 学校教育法	○文京区立幼稚園管理規則 昭和三十九年三月文京区教育委員会規則第四号 第一条～第四条 （略） （入園の申込み及び入園通知） 第五条 文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月条例第二十号。以下「条例」という。）第二条の規定により入園しようとする者は、保護者から入園申込書（別記様式第一号）を教育委員会に提出しなければならない。 2 <u>文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年十月文京区教育委員会規則第五号）</u>第五条に規定する長時間保育実施申込書を提出したときは、前項の入園申込書の提出があつたものとみなす。 3 教育委員会が入園を許可したときは、入園通知書（別記様式第二号）により保護者に通知する。 第六条 （略） （預かり保育） 第六条の二 条例第四条に規定する預かり保育は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十九条の規定により準用される同令第六十一条（第三号を除く。）及び文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）<u>第二十七条第四項から第六項</u>までに規定する休業日を除き、実施する。 2 預かり保育を利用することができる時間は、次のとおりとする。 一 月曜日から金曜日までの日（次号に規定する日を除く。） 学校教育法

施行規則第三十八条に規定する教育課程に係る教育時間を除いた午前八時から午後六時まで

二 文京区立学校の管理運営に関する規則第二十七条第一号から第三号までに規定する日 午前八時から午後六時まで

3～5 (略)

第七条～第十五条 (略)

付 則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第六条の二の改正規定並びに別記様式第一号及び別記様式第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第四条関係）

幼稚園名	三歳児	四歳児	五歳児
第一幼稚園	二一人	五四人	五四人
(削除)			
(削除)			
青柳幼稚園		二八人	二八人
根津幼稚園	二一人	二八人	二八人
小日向台町幼稚園	二一人	五四人	五四人
本駒込幼稚園	二一人	二八人	二八人
千駄木幼稚園	四二人	五四人	五四人
後楽幼稚園		二八人	二八人

別記様式第1号（第5条関係） 【別記1 参照】

別記様式第2号（第5条関係） 【別記2 参照】

施行規則第三十八条に規定する教育課程に係る教育時間を除いた午前八時から午後六時まで

二 文京区立学校の管理運営に関する規則第二十七条第一項第一号から第三号までに規定する日 午前八時から午後六時まで

3～5 (略)

第七条～第十五条 (略)

別表（第四条関係）

幼稚園名	三歳児	四歳児	五歳児
第一幼稚園	二一人	五四人	五四人
柳町幼稚園		六六人	六六人
明化幼稚園	二一人	五四人	五四人
青柳幼稚園		二八人	二八人
根津幼稚園	二一人	二八人	二八人
小日向台町幼稚園	二一人	五四人	五四人
本駒込幼稚園	二一人	二八人	二八人
千駄木幼稚園	四二人	五四人	五四人
後楽幼稚園		二八人	二八人

別記様式第1号（第5条関係） (略)

別記様式第2号（第5条関係） (略)

別記様式第3号（第6条の2関係）（略）

別記様式第4号（第6条の2関係）（略）

別記様式第3号（第6条の2関係）（略）

別記様式第4号（第6条の2関係）（略）

別記様式第1号（第5条関係）

No.

入 園 申 込 書				
幼 児	ふりがな 氏 名			
	生年月日	年	月	日
	性別			
現住所	文京区	丁目	番	号 方
保護者①	氏 名 電話番号 メールアドレス			
保護者②	氏 名 電話番号 メールアドレス			
備考				

上記のとおり文京区立 幼稚園に入園の申込みをいたします。入園後は、文京区立幼稚園使用条例及び文京区立幼稚園使用条例施行規則その他指示を守ります。

年 月 日

住 所

申請保護者

氏 名

(署名又は記名押印)

文京区教育委員会 殿

別記様式第2号(第5条関係)

年 月 日

入園通知書

様

文京区教育委員会



以下のとおり入園を許可したのでお知らせします。

幼 児 名		生年月日	年 月 日
園 名			
入 園 日		整理番号	
備 考			